

電波監理審議会（第1140回）議事録

1 日時

令和7年3月7日（金） 15：00～17：33

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

（1）電波監理審議会委員

笹瀬 巖（会長）、大久保 哲夫（会長代理）、長田 三紀、西村 暢史、
矢嶋 雅子

（2）審理官

古賀 康之、三村 義幸

（3）総務省

（情報流通行政局）

豊嶋 基暢（情報流通行政局長）、飯倉 主税（総務課長）、
佐伯 宜昭（放送政策課長）、西村 邦太（放送政策課企画官）、
増原 知宏（放送政策課室長）、坂入 倫之（地上放送課長）、
渡邊 修宏（衛星・地域放送課技術企画官）

（総合通信基盤局）

荻原 直彦（電波部長）、吉田 恭子（総務課長）、
中村 裕治（電波政策課長）、岸 洋佑（電波政策課企画官）、
廣瀬 照隆（基幹・衛星移動通信課長）、
糸 将之（基幹・衛星移動通信課電波利用分析官）、
小倉 佳彦（基幹通信室長）、中川 拓哉（重要無線室長）

（4）幹事

松田 知明（総合通信基盤局総務課課長補佐）（電波監理審議会幹事）
宮良 理菜（総合通信基盤局総務課課長補佐）（有効利用評価部会幹事）

目 次

1. 開	会	1
2. 諮問事項（情報流通行政局）		
（1）日本放送協会の基幹放送局提供子会社（株式会社日本ブロードキャストネットワーク）への出資認可申請（諮問第6号）		2
（2）日本放送協会に対する令和7年度国際放送等実施要請について（諮問第7号）		6
（3）日本放送協会の外国人向け協会国際衛星放送の業務の廃止の認可（諮問第8号）		9
（4）讀賣テレビ放送株式会社、中京テレビ放送株式会社、株式会社福岡放送及び札幌テレビ放送株式会社に係る認定放送持株会社の認定（諮問第4号）		13
（5）衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準の一部を改正する省令案（H E V C方式を2 K放送に使用するための制度整備）（諮問第5号）		20
3. 報告事項（総合通信基盤局・情報流通行政局）		
電波法及び放送法の一部を改正する法律案（価額競争による新たな周波数割当制度の導入等）		24
4. 諮問事項（総合通信基盤局）		
（1）電波法施行規則等の一部を改正する省令案（5.2 G H z 帯無線L A N の上空利用に係る制度整備）（諮問第11号）		32

(2) 無線設備規則の一部を改正する条例案（X帯沿岸監視用レーダー の技術基準に係る制度整備）（諮問第10号）	40
(3) 株式会社スターフライヤーに係る航空機局の無線設備等保守規程 の認定（諮問第9号）	43
5. 報告事項（総合通信基盤局）	
(1) 令和6年度電波の利用状況調査（第3号調査：各種無線システム （714MHz以下）の調査）	48
(2) 令和6年度電波の利用状況調査（第2号調査：公共業務用無線局 の調査）	49
6. 審議事項（有効利用評価部会）	
(1) 令和6年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の有効利用の程度 の評価結果案	49
(2) 有効利用評価方針改定案	56
7. 閉 会	64

開 会

○笹瀬会長 それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。

本日の３月期の会議につきましては、委員各位のスケジュールの状況を踏まえまして、電波監理審議会決定第６号第５項のただし書に基づきまして、委員全員がウェブによる参加とさせていただきました。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、諮問事項８件、報告事項３件、審議事項２件となっております。

なお、新たに委員に御就任いただいた方を御紹介いたします。２月２６日付で林委員が御退任されまして、翌２月２７日付で新たに中央大学の西村暢史委員が任命されております。

また、有効利用評価部会に所属する委員や特別委員は、電波監理審議会令第２条第２項に基づきまして、私が指名することとなっておりますので、部会の委員といたしまして、林委員に代わりまして西村委員を御指名したいと考えております。

それでは、西村委員より一言御挨拶をよろしくお願いいたします。

○西村委員 笹瀬会長、御紹介いただきありがとうございます。ただいま御紹介にあずかりました中央大学法学部の西村暢史と申します。これまで独占禁止法を中心とした競争法、電気通信政策を含めました競争政策を中心に研究・教育を行ってまいりました。

このたび新しく委員に就任させていただくこととなりまして、本日取り扱う案件の内容を見ましても大変重責と承知しておりますが、会長をはじめ委員の皆様、事務局の皆様にも御教示いただきながら、これまでの自身の知見を生かせるよう精いっぱい努めてまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

します。

私からは以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。
す。

次に、矢嶋委員に関しましては２月２６日付で任期満了となりましたが、翌
２月２７日付で再任されました。

一言御挨拶をよろしくお願いいたします。

○矢嶋委員 ただいま御説明いただきました、このたび再任されました矢嶋で
ございます。改めまして、委員としての重責を果たせますよう、前期の経験を
踏まえ、また自己の専門知見を生かしながら、誠心誠意、委員としての務めを
果たしてまいりたいと考えております。また皆様、どうぞよろしくお願いいたします。
します。

○笹瀬会長 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事を開始いたします。情報流通行政局の職員の方に、入室する
よう御連絡をよろしくお願いいたします。

（情報流通行政局職員入室）

諮問事項（情報流通行政局）

（１）日本放送協会の基幹送局提供子会社（株式会社日本ブロードキャストネ
ットワーク）への出資認可申請（諮問第６号）

○笹瀬会長 それでは、議事を開始いたします。諮問第６号、日本放送協会の
基幹放送局提供子会社（株式会社日本ブロードキャストネットワーク）への出

資認可申請につきまして、西村放送政策課企画官から御説明をよろしく願いいたします。

○西村放送政策課企画官 放送政策課の西村です。よろしくお願いいたします。
諮問第6号、日本放送協会の基幹放送局提供子会社への出資認可申請についてです。

お手元の資料1ページ目の1、諮問の概要を御覧ください。

日本放送協会より、基幹放送局設備の保有・管理等の業務を担う基幹放送局提供子会社への出資認可の申請がございました。

本申請は、中継局の共同利用等に関する取組であり、放送事業者が別々に所有する中継局設備を、基幹放送局提供子会社が統一的に保有・管理した上で、放送事業者が共同で利用することなどにより、放送ネットワークインフラ全体のコスト削減を目指すものでございます。

申請概要につきましては、1ページ目から2ページ目の表のとおりです。まず、2ページ目の5番、その他参考事項を御覧ください。

右側の2つ目に記載のとおり、準備会社としての体制を整備するため、管理費用分の1.0億円の出資認可につきましては、昨年12月の電波監理審議会への諮問・答申を経まして、認可をいたしました。

3つ目に記載がございますが、昨年12月の申請の際には、1億円の出資の後、ガバナンス責任体制を早急に整備し、必要な費用を確認した上で残余の出資認可申請を行うこととしており、本件申請は、必要な費用を精査した上で、残余の出資について認可申請があったものでございます。

4つ目ですが、今後、中継局の共同利用等の実施について経済合理性が認められれば、令和7年度中に民間放送事業者も含めた増資を行い、共同利用事業等を開始することを想定しているとのことでした。

1ページ目の下の表にお戻りいただきまして、今般の申請における出資しよ

うとする金額は 7.78 億円でございます。2 の出資理由は、右側の 2 行目でございますが、共同利用型モデルの確立に向けた仕様の詳細検討や、利用料金の算定、サービス提供体制の構築等を行うほか、今後の事業開始に向けまして、ガバナンス構築に必要な人事管理、会計管理等に係る制度やシステムの整備等を行うためとされております。

2 ページ目の下、2 の出資時期でございますが、認可日以降、本年 3 月中に実施予定であるとのことですので。

審査結果につきましては、後ほど詳細を説明いたしますが、申請のとおり認可することが適当であるというふうにしてございます。

3 ページ目、審査結果の概要です。今般の申請は、放送法第 20 条の 2 第 1 項に基づくものであり、条文は点線四角囲いのとおりでございます。

審査項目は 4 点ございます。1 つ目、出資の目的につきましては、3 ページ目から 4 ページ目にかけてですが、当該子会社は、令和 7 年度に予定している中継局共同利用等の事業開始に向け、ビジネスモデルの構築、サービス提供体制の構築、事業開始に向けたガバナンス構築を進めていくこととしており、本件申請は、これらの取組を進めるための出資となります。

中継局の共同利用等の検討に当たりましては、放送事業者個社がそれぞれ管理・保守等を行うよりも、当該子会社において全国一元的に行うことを検討することで、放送法第 20 条第 1 項第 1 号の業務を遂行することができるものであり、審査項目に適すると認められるとしてございます。

また、2 の出資額につきましては、今般の出資額 7.78 億円と、昨年 12 月に答申をいただきました 1.0 億円との合計 8.78 億円となります。これは国会で承認されました令和 6 年度収支予算等の範囲、出資 11 億円とされておりますが、その範囲内に収まっているものと認められるとしてございます。

3 点目、出資の相手につきましては、放送法第 20 条の 2 の各号に定める、

共同利用に関する業務を行うことを主たる目的とする会社となっているかという審査項目でございます。

当該子会社、4 ページ目の表下にもございますけども、①から④を主な目的とした会社でございますので、審査項目に適すると認められるとしてございます。

最後に、5 ページ目になります。出資の相手方の株式保有等につきましては、当該子会社の発行済株式は協会のみが保有してございますので、審査項目に適すると認められるとしてございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見ございますでしょうか。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。御説明ありがとうございました。本件に関して、非常に意義のある取組であると思いますので、同意いたします。放送事業が現在置かれている環境、今後の環境変化等を鑑みれば、やはりこの共同利用型モデルの確立は非常に重要だと思いますし、ぜひ経済合理性のあるビジネスモデル構築に努めてほしいと思いますので、総務省の担当部局のほうでもしっかりとサポートしていただければと思います。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田です。ありがとうございます。今の長久保会長代理の御意見と同様に、私も賛成いたします。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございました。

西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 西村でございます。私も今の提案に賛成をいたします。

1点だけコメントをさせていただければと思いますが、この共同利用型モデルの確立、非常に効率性といった観点から重要なものであると同時に、非常に重要な業務を含んでおります。特に入札を行うという場合でございますと、それが不調に終わらないような形での適正な運営が必要というふうになっておりますので、総務省からもぜひウオッチしていただければと存じます。

以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私もこの出資目的については賛同いたしますものです。他の委員の皆様と同じように、やはりこれからの運用が適正であるということが極めて重要だと思っておりますので、その点、総務省にはくれぐれもウオッチをよろしくお願いいたします。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

私からも同意見です。賛同いたします。よろしくお願いいたします。

その他、追加の御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、諮問第6号は諮問のとおり認可することが適当であるという旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

(2) 日本放送協会に対する令和7年度国際放送等実施要請について（諮問第7号）

○笹瀬会長 それでは続きまして、諮問第7号、日本放送協会に対する令和7年度国際放送等実施要請について、これも同じく西村放送政策課企画官から、御説明よろしく願いいたします。

○西村放送政策課企画官 引き続きまして、諮問第7号について御説明いたします。

1番目、諮問の概要でございます。

本件は、放送法第65条第1項の規定に基づく、協会に対する令和7年度の国際放送等の実施要請を行うに当たっては電波監理審議会の諮問をすることとされてございまして、例年この時期に諮問をさせていただいております。

例年は4月1日付で1年間の要請を行っておりますが、本年10月1日付の放送法の一部を改正する法律の施行により、国際放送等の放送番組の配信を行うことも要請が可能となることから、例年と異なりまして、本年4月1日付で9月30日までの期間、それから10月1日付で令和8年3月31日までの期間についての要請を行いたいと考えてございます。

2の実施要請の目的でございますが、我が国の文化・産業等の事情を海外へ紹介し、我が国に対する正しい理解を培うことによって、国際親善の増進等を図るとともに、在外邦人に対して必要な情報を提供するという事となつてございます。

こうした目的の下で、3番目、国際放送等実施要請の概要(1)に記載してございますとおり、放送法第65条第1項において、総務大臣は協会に対し、放送区域等を指定して要請をすることができると規定してございます。

放送事項といたしましては、法人の生命・身体及び財産の保護に係る事項等についてに限られるとされてございます。

具体的な要請内容につきましては、4ページ目を御覧いただければと思います。こちらは4月1日付の、ラジオ国際放送の要請内容についての新旧対照表

となっております。1は放送事項、2は放送区域でございます。

令和6年度からの変更点は、3（6）になります。見え消しで書いてございますが、ここでは、昨年8月にラジオ国際放送事案が発生したことを踏まえまして、（6）として、ラジオ国際放送事案を受け、自ら定めた再発防止策に留意することを追記してございます。

続きまして、5ページ目を御覧ください。こちらは4月1日付の、テレビ国際放送の要請内容について記載してございます。令和6年度からの変更部分、本年11月から第25回東京デフリンピックが開催されることを踏まえまして、3の（5）に、その旨記載を追加してございます。

6ページ目、7ページ目につきましては、10月1日付の要請内容となっております。先に御説明したとおり、10月1日より国際放送の放送番組の配信が可能となりますので、ラジオ・テレビ共に放送番組の配信を行うことについても要請することとし、配信に係る項目の整理をしてございます。

私からの説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見等ございますでしょうか。

これも順番にお伺いいたします。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。適切な内容であり、賛同いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 私も賛同いたします。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございました。

西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 私も賛同いたします。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私も賛同いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

私も賛同いたします。

その他追加の御意見、御質問ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この諮問第7号は、諮問のとおり実施を要請することが適当である旨の答申を行いたいと思います。どうもありがとうございました。

(3) 日本放送協会の外国人向け協会国際衛星放送の業務の廃止の認可（諮問第8号）

○笹瀬会長 続きまして、諮問第8号、日本放送協会の外国人向け協会国際衛星放送の業務の廃止の認可につきまして、これも同じく西村放送政策課企画官から、御説明よろしく願いいたします。

○西村放送政策課企画官 続きまして、諮問第8号、NHKの外国人向け協会国際衛星放送の業務の廃止の認可について、御説明いたします。

1番目、諮問の概要ですが、廃止しようとする協会国際衛星放送の業務は、サハラ以南・南アフリカを除くアフリカにおける外国人向け協会国際衛星放送、放送番組はいわゆる24時間英語放送のNHK WORLD JAPANになるものでございます。

下の表でございますが、この衛星を運用している会社はSES Astra

社、使用衛星はSES4衛星になります。当該衛星を通じた受信可能世帯数は、2ページ目の3行目にございますが、約809万世帯になります。

2ページ目の2、廃止を必要とする理由です。2パラ目を御覧ください。

現状、アフリカにおいて、協会は今般廃止が要請されたSES4衛星と、マルチチョイス社が運営するEUTELSAT-36B衛星の2つの衛星により、重複してNHK WORLD JAPANの放送番組の放送を実施してございました。

協会は、SES4衛星の借用契約が本年6月18日に満了することに伴いまして、費用対効果の観点から、次の①以下にございます理由により、廃止を申請するものとなっております。

①SES4衛星を通じた放送の受信可能世帯数の伸びが、ここ数年で鈍化をしております、他方で、重複して運用していたEUTELSAT-36B衛星を通じた放送受信可能世帯数は引き続き増加傾向にあるというのが、理由の1つ目でございます。

それから3ページ目、②です、SES4衛星を用いた業務を廃止したとしても、先ほど御説明しましたEUTELSAT-36Bの衛星を通じた放送エリア、これがカバーしているということですから、代替措置の確保が可能であるというのが理由の2つ目でございます。

それから③SES4衛星の借用契約満了が本年6月でございますので、視聴者への事前周知、別の視聴方法を十分に周知することで、その影響は少ない見通しであるということを理由として挙げてございます。

これらのことから、6月18日の借用契約の満了をもって、契約を更新せず、翌6月19日をもって放送を廃止することとしたいというものでございます。

4ページ以降、審査の結果になります。

5ページ目を御覧ください。審査項目は3点ございまして、1つ目は、廃止

により必須業務を毀損しないこと。これは、協会の必須業務である協会国際衛星放送の業務を毀損しないかという観点でございますけども、先に御説明したとおり、EUTELSAT-36B衛星を通じた放送エリアは、SES4衛星の放送エリアをカバーしていることなどから、SES4衛星の放送をやめたとしても毀損するものではないというふうにしております。

また、(2)、総務大臣の要請放送の実施に支障が出るかですが、SES4衛星の廃止とEUTELSAT-36B衛星の代替活用などによって、放送区域の変更は生じませんので、要請放送の実施に支障を生じさせるものではないと認められると考えてございます。

最後に(3)、廃止の理由がやむを得ないものであるかですが、これは5ページから6ページにかけて記載をしております。

廃止する理由は、先に述べましたとおり費用対効果の観点ですとか、視聴の代替措置の確保の観点から、協会の経営判断として合理性があり、また、適切な視聴者保護の措置が講じられていると認められることから、本業務の廃止はやむを得ないと認められるとしてございます。

私からの説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見等ございますでしょうか。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。適切な内容だと思いますので賛同いたします。

1点だけ、過去に重複してやっていたということに関して、何か積極的な理由というのはあったのでしょうか。そこだけ、参考のために教えていただければと思います。

以上です。

○西村放送政策課企画官 ありがとうございます。実はこの両衛星が二重契約

になったのが２０２０年の４月以降と聞いてございます。

実はマルチチョイス社との間では２０１３年まで契約をしております、同社から２０１３年の契約満了をもって契約を延長しないという通知が過去にございました。それにより、新たにＳＥＳ Ａｓｔｒａ社と契約を締結したと聞いてございます。

その後２０２０年４月に、マルチチョイス社と再契約するタイミングがございまして、そこからしばし二重契約が続き、今回ＳＥＳ Ａｓｔｒａ社との契約の満了がございまして、この際、費用対効果等の観点から見直しをしたというふうに聞いてございます。

○大久保代理 分かりました。ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田です。合理的な判断だと思います。賛成いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 適正な審査結果だと感じております。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございました。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私も賛成するのですが、１点だけ質問です。代替措置が既にあり、それを周知すればということなんですけれども、代替措置のＥＵＴＥＬＳＡＴ－３６Ｂを利用するに当たって、視聴者に追加の費用負担というのはかからないという理解でよろしいのでしょうか。

○西村放送政策課企画官 ありがとうございます。ＮＨＫから具体的に、代替による追加措置の費用については聞き及んでおりませんが、いずれにしまして

も、代替措置によって不利益ができるだけ生じないように、NHKにはしっかりと伝えたいというふうに考えてございます。

○矢嶋委員 承知いたしました。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

私から1点、これで賛同いたしますけれども、代替措置というのが、このEUTELSAT-36Bだけなのか、もしくはインターネット等を使ってもできるのか、その点はいかがでしょうか。

○西村放送政策課企画官 御指摘のとおりでございまして、36B以外に、基幹衛星のIS20ですとか、御指摘がありましたOTT事業者を通じた代替というのも、地域によっては可能ということでございます。

○笹瀬会長 分かりました。そうすると、そういう周知に関してはNHKのほうで、代替の手段があるということも伝えてもらうという理解でよろしいでしょうか。

○西村放送政策課企画官 御理解のとおりです。

○笹瀬会長 分かりました。どうもありがとうございました。

それでは、その他の御質問、御意見等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、諮問第8号は諮問のとおり認可することが適当である旨の答申を行いたいと思います。どうもありがとうございました。

○西村放送政策課企画官 ありがとうございました。

(4) 讀賣テレビ放送株式会社、中京テレビ放送株式会社、株式会社福岡放送及び札幌テレビ放送株式会社に係る認定放送持株会社の認定（諮問第4号）

○笹瀬会長 それでは、続きまして諮問第4号に移ります。諮問第4号、讀賣

テレビ放送株式会社、中京テレビ放送株式会社、株式会社福岡放送及び札幌テレビ放送株式会社に係る認定放送持株会社の認定につきまして、これは坂入地上放送課長から、御説明よろしくお願ひいたします。

○坂入地上放送課長 地上放送課の坂入でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。諮問第4号、讀賣テレビ放送株式会社ほか3社に係る認定放送持株会社の認定でございます。

資料でございますけれども、まず4ページ目をお開きいただけますでしょうか。認定放送持株会社制度の概要でございます。

こちらの制度は、平成19年の放送法改正で制度化されたものでございます。経営の効率化、資金調達の容易化等のメリットを有する「持株会社によるグループ経営」を、放送事業経営の選択肢として拡大するものでございます。

認定の法的効果としては、マスメディア集中排除原則の緩和、基幹放送事業者に適用される外資規制の当該持株会社への直接適用、それから、当該持株会社への議決権の保有制限がございます。

これまでの制度活用実績は、下のほうにありますとおり12社でございます、本件で13社目となります。

5ページ目、申請概要でございます。申請概要は記載のとおりでございますけれども、図で見ていただいたほうが分かりやすいかと思ひますので、資料の7ページ目をお開きください。

現在、近畿広域圏を放送対象地域とする讀賣テレビ放送、中京広域圏を放送対象地域とする中京テレビ放送、福岡県を放送対象地域とする福岡放送、北海道を放送対象地域とする札幌テレビ放送の4社が、共同株式移転により、読売中京F Sホールディングス株式会社、「F Y C S」と略称しておりますけれども、この持株会社を設立するということで申請がございました。

現状、これら4社は日本テレビ放送網が議決権のおよそ16%から30%を

保有しておりますが、持株会社設立後は、その持株会社の100%子会社となるということでございます。

申請内容の審査でございますけれども、6ページをお開きください。審査項目が6点ございます。

まず1点目でございますが、1以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者をその子会社とする会社であって、2以上の基幹放送事業者をその関係会社とするものであること。

こちらについては、先ほどの図のとおりでございますが、讀賣テレビ放送など4つの地上基幹放送事業者を子会社にするということでございまして、こちらを満たしているということでございます。

それから2点目、申請対象会社が株式会社であること、3点目、申請対象会社が基幹放送事業者でないこと、どちらも満たしてございます。

4点目、申請対象会社の子会社である基幹放送事業者の株式の取得価額その他当該基幹放送事業者の適切な経営管理を行うための必要な資産の額の合計額の、当該申請対象会社の総資産の額に対する割合が、常時100分の50を超えていることが確実であると見込まれること。

こちらについては、資料の8ページ目になりますけれども、総務省のほうで確認しましたところ100%ということであり、50%を超えてございます。これが常時50%を超えていることが見込まれると判断いたしまして、こちらを満たしていると考えてございます。

6ページに戻っていただきまして、5番目の収支の見込みでございます。こちら良好であると考えておりますが、収支見込みにつきましては9ページをお開きください。ここに記載されておりますとおり、初年度から単年度黒字を見込み、以後も利益が伸長する見込みとなっており、収支の要件を満たしていると考えているところでございます。

再び6ページのほうにお戻りいただきまして、6番目でございます、欠格事由に該当しないこと。外資規制に抵触せず、放送法、電波法による処罰歴等は認められないということで、こちらを満たしていると考えてございます。

以上、こちらの申請について、認定を行うことが適当であろうと考えてございまして、今回諮問させていただいたところでございます。

諮問第4号の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見よろしく願います。

まず、大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。御説明ありがとうございました。適切な内容だと思いますので賛同いたします。

頭の体操ですけども、これで制度活用実績が13社になるということですが、将来的に、例えばこの認定放送持株会社同士が合併して、さらに経営の効率化をするというようなことは、今の制度上可能なのでしょうか。

非常に漠とした将来的な質問で、もし今お答えいただけるのであれば、教えていただきたいと思います。

以上です。

○坂入地上放送課長 申し訳ございません、ただいまの御質問ですが、すぐにお答えできませんので、後ほどまた御回答させていただければと思います。(※)

○大久保代理 分かりました。今後やはりこういう効率化はさらに進めていく必要がある状況になるかもしれないので、その関係で聞かせていただきました。ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田です。こうやって進んでいくんだなというふうに思いますので、賛同いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 今回の認定に関して賛同いたします。その上で、参考までに2点ほどお教えいただければと思い、質問をさせていただければと思います。

まず1点目でございますが、大久保会長代理の御指摘と一部関係するかもしれませんが、制度活用実績を見ますと、キー局を中心として活用されているということかなと理解しております。

その上で、今後、当該制度活用の可能性、つまり、誰がこの制度を利用するのかなど、総務省側の何か見通しというものがありましたら、お教えいただければと思います。例えばですが、ローカル局同士というようなこともあり得るのかどうかということでございます。

もう1つの質問でございますが、この制度の法的効果の一つとして、マスメディア集中排除原則の緩和というものが御指摘されておまして、今般の制度趣旨というのは、経営効率化、資金調達の容易化などのメリット、恐らくはその結果として事業拡大、成長といったことが考えられるかと思います。

その一方で、マスメディア集中排除原則における、特に地域性といったようなことに関して、もちろんこの認可に関する審査項目ではございませんが、何か今般、あるいはこれまでの制度活用実績の中で、申請の中で言及があったのかどうか、あるいはマスメディア集中排除原則一般との関係について、もし総務省から何かそういったスタンス、考え方というのがありましたら、御教示いただければと思います。

長くなって恐縮です。以上でございます。

○坂入地上放送課長 御質問ありがとうございます。まず、この認定放送持株

会社制度の今後の活用の可能性の見通しということでございますが、こちらは民放各社における経営戦略の在り方如何によるところかと思いますので、総務省として具体的にその活用の可能性を把握しているものではございませんけれども、これまでの12社の活用実績の中では、ローカル局において持株会社を設立しているというところもございますので、こういった経営の選択肢の一つとして、今後とも活用していただくことを期待しているというところでございます。

それから2点目が、マスメディア集中排除原則との関係の御質問だったかと思いますが、当然のことながら、このマスメディア集中排除原則、放送対象地域に向けて放送番組を提供するということは重要なことだというふうに考えているところではございますけれども、他方で、民間放送事業者を取り巻く経営環境が厳しさを増しているという中で、経営の効率化ですとか、スケールメリットの拡大ですとか、そういったところも必要であるというふうに考えておきまして、総務省としてはそういった諸々を踏まえた上で、経営の選択肢の拡大ということを実現してきているというところでございます。

マスメディア集中排除原則との関係におきましては、各民放事業者におきまして、バランスを取りながらやっていただくことが大切かというふうに思っております。

以上でございます。

○豊嶋情報流通行政局長 すみません、一点補足をよろしゅうございますでしょうか。局長の豊嶋でございます。

○笹瀬会長 よろしくお願ひします。

○豊嶋情報流通行政局長 今御指摘のあった部分で、1点だけ補足をさせていただきます。認定持株会社の関係会社におけます、いわゆる地域性の部分についてでございますが、これは放送法の第163条に、いわゆる認定放送持株会

社の関係会社となる基幹放送事業者については、その放送対象地域における放送番組に対する需要を満たすために、自ら制作する放送番組を有するように努めるものとするという規定がございます。今回の場合合併するわけではございませんので、各放送事業者が、その放送対象地域の番組については引き続き制作に努めるということになりまして、それと併せて、持株会社による統合効果というのを併せて生み出していただくというのが、放送法の規定になっております。

規定の紹介でございました。以上でございます。

○西村委員 ありがとうございます。よく理解できました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 今回の諮問については賛同いたします。また新しい事業再編などが出てきましたら、その都度また検討いたしたいと思いますが、今回の件については問題ないと考えております。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

私も今回の件に関しましては賛同いたします。

1点だけ御質問ですけれども、これは持株会社になるわけですが、かなり地域的にばらばらな地域なんですけれども、今後こういう傾向が増えることは予想されるのでしょうか。それともたまたま今回、この件だけなののでしょうか。

○坂入地上放送課長 御質問ありがとうございます。各系列において、グループ経営の在り方についてはそれぞれ御検討されているということだと思っておりますけれども、今の時点で総務省において、同じような形での持株会社の設立という動きがあるというのは承知しておりません。

○笹瀬会長 分かりました。どうもありがとうございました。

ほかに質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、先ほどの大久保会長代理からの質問に関しては後でお答えいただくということになりまして、この件に関しましては、諮問第4号は諮問のとおり認定することが適当である旨の答申を行います。どうもありがとうございます。

(5) 衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準の一部を改正する省令案
(H E V C方式を2 K放送に使用するための制度整備) (諮問第5号)

○笹瀬会長　続きまして、諮問第5号に移ります。諮問第5号、衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準の一部を改正する省令案(H E V C方式を2 K放送に使用するための制度整備)につきまして、これは渡邊衛星・地域放送課技術企画官から御説明をよろしくお願いいたします。

○渡邊衛星・地域放送課技術企画官　衛星・地域放送課の渡邊でございます。よろしくお願いいたします。

今回の改正でございますけれども、今御紹介にありましたとおり、H E V C方式を2 K放送に使用するための制度整備ということで、現在、2 Kの衛星放送に使われているよりも圧縮効率の高い動画圧縮方式であるH E V C方式、こちらは4 Kで今使われているものなんですけれども、こちらを2 K放送にも使えるようにすることで、限られた周波数をより効率的に使用することを可能とするといったための制度整備となっております。

改正の背景等につきましては、3ページ目をお開きいただければと思います。

こちらのほうに書かせていただいておりますけれども、現在、衛星基幹放送においては、映像符号化方式として2 K方式にはM P E G - 2方式、また4 K放送にはより圧縮効率の高い方式であるH E V C方式というものが用いられてい

る状況でございます。

下の図の左側にありますとおり、現在 2 K 放送では M P E G - 2 方式ということで、中継機としては広帯域伝送方式を用いる中継機を用いておりまして、4 K 放送では高度広帯域伝送方式と呼ばれる中継機を用いていると、それぞれ分かれている状況でございます。

これを、下の右図のほうにありますとおり、H E V C 方式での 2 K 放送というものを今回可能とすることによって、より周波数を効率的に使用することができるとともに、これまで 4 K 放送にしか使われていなかった高度広帯域伝送方式の中継機を使って 2 K 放送も乗せられるようになるということで、より、放送事業者にとって選択肢が増えるということで、インフラコストの低減等も期待できるというものになってございます。

そのため、これまで続けてきた検討を踏まえて、今般、デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会による、「衛星放送ワーキンググループ取りまとめ」におきまして、H E V C 方式を 2 K 放送に使用する選択肢を設ける制度整備を実施することが望ましいという結論が得られたことを踏まえまして、今般、衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準というものを一部改正するものという内容になってございます。

具体的な、今回改正する内容につきまして、次の 4 ページ目に参考資料をつけさせていただいておりますけれども、具体的には、H E V C 方式で 2 K 放送をする場合の上限スロット数というものを追加するものになっております。

こちらの具体的な詳細な説明につきましては省略させていただきたいと思いますが、考え方としましては、従来 M P E G - 2 方式で行われていた 2 K 放送と同等以上の画質が確保できるように、これまで実施した調査、及び昨年事業者団体によって行っていた画質主観評価というものの結果を踏まえて、B S 放送で 2 5 スロット、C S 放送で 2 0 スロット、赤字で囲ませてい

ただいていますけれども、こちらについて上限スロット数に新たに設定するものというふうになってございます。

今回、この制度整備に当たって意見募集も行っておりまして、7ページ目以降にそちらの結果についてつけさせていただいておりますけれども、意見募集につきましては昨年12月26日から今年の1月29日まで行いまして、全部で29件の意見をいただいておりますところでございます。

本内容につきましては、放送事業者にとってはトランスポンダの効率的な利用に資する選択肢を設けるというものになりますので、おおむね賛同の御意見をいただいておりますところでございます。

また一方で、受信機の普及でありますとか、実際に放送が始まる際の周知といったものにつきましても御意見いただいておりますけれども、こちらについては衛星放送ワーキンググループでも議論されたところがございますけれども、5ページの取りまとめの下の方にありますとおり、今後の受信機の普及とか視聴者への周知等については課題ということで、関係者が連携して引き続き検討を行っていく必要があるというふうにさせていただいておりますところでございます。

今回、この制度整備を行うことによって、新たに衛星放送を行っている事業者が、現在2K放送を行っている事業者の設備の更改とか、そういった検討の際にも取り得る選択肢を増やすというものになってございますので、今回答申を得られた場合には、速やかに改正を行うというふうに考えているところでございます。

御説明は以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見よろしく願います。

これも順番にお伺いいたします。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。適切な内容だと思います。賛同いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 私も賛同いたします。視聴者へのお知らせについては、丁寧にや
っていただくように希望しています。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 私も適正な改正案だと思っております。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私も賛同いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

私もこの会社に賛同いたします。

1点だけ質問させてください。意見募集の中の4番目、NECからの質問で
すけれども、私もこれは多少賛同するんですけども、HEVC方式はいいんで
すけれども、将来的にはVVC方式という、より効率のいいものがあるわけ
です。こういうものに関しては、またこれは、移行に関しての意見については今
後考えるということによろしいですかね。

○渡邊衛星・地域放送課技術企画官 おっしゃるとおりでございまして、VVC
方式の対応につきましては、今後の課題とさせていただいております。

今回はあくまでも4K放送で使われているHEVC方式のトランスポンダの有
効活用に資するということで、今般の改正とさせていただいているものでご

ございます。

○笹瀬会長 分かりました。要するに、衛星のトランスポンダのところの話であって、受信機のほうは現状でも受信できるのでという話ですね。そういうことと理解してよろしいですか。

○渡邊衛星・地域放送課技術企画官 4 Kの受信が可能な受信機であれば受信可能となっております。

○笹瀬会長 そうですね。分かりました。では、よろしくお願いいたします。

ほかに何か御質問、御意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この諮問第5号は、諮問のとおり改正することが適当であるという旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

続きまして、情報流通行政局と総合通信基盤局の共同の議事に入りますので、事務局におかれましては、総合通信基盤局の職員の方に、入室するように御連絡をよろしくお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

報告事項（総合通信基盤局・情報流通行政局）

電波法及び放送法の一部を改正する法律案（価額競争による新たな周波数割当制度の導入等）

○笹瀬会長 それでは、よろしくお願いいたします。

それでは、議事を再開いたします。報告事項、電波法及び放送法の一部を改正する法律案(価額競争による新たな周波数割当制度の導入等)につきまして、

岸電波政策課企画官、及び増原放送政策課室長から、御説明よろしくお願いたします。

○岸電波政策課企画官 総務省電波政策課で企画官をしております岸と申します。本日はよろしくお願いいたします。今投影されている報告資料に基づきまして、御説明をさせていただきます。

右肩 2 ページ目でございます。電波法及び放送法の一部を改正する法律案の主な改正内容、5 つございます。

1 つ目、新たな周波数割当方式の導入。6 G H z を超える高い周波数帯の活用を希望する多種多様なサービスを提供する者の中から最も電波を有効に利用できる者、こちらを選ぶ手法といたしまして価額競争、いわゆるオークションにより選定する制度を導入してまいりたいと考えてございます。

また、これにより得られる収入につきまして、この制度自体が 6 G H z を超える高い周波数帯の活用を促進するという目的で導入するものであることを踏まえ、高い周波数帯の既存免許人の移行、あるいは共同利用のための改修等に充当できるようにすることで、さらなる活用を促進してまいりたいと考えてございます。

2 点目、無線局の免許状等のデジタル化でございます。政府全体でデジタル化を進めている中で、この免許手続につきましてもデジタル化を一步推し進めるというものでございます。

現行におきまして、無線局の免許状は紙でございます。あるいは放送法に基づきます基幹放送事業者の認定、この認定証も紙でございますが、こちら、紙の免許状・認定証を廃止いたしまして、免許人等が免許等の内容をインターネットで閲覧できる仕組みを導入してまいりたいと考えてございます。

また、デジタル化をさらに進めるという観点から、国、独立行政法人、それから規模の大きい免許人――典型的には携帯電話事業者を想定してございます

が、これらの者の免許手続につきましては書面による手続を廃止いたしまして、インターネットでの手続を義務づけてまいりたいと考えてございます。

右肩 3 ページ目を御覧いただければと思います。電波利用料制度の見直し、こちらが 3 点目の改正項目になります。

電波利用料制度につきましては、電波法におきまして、少なくとも 3 年ごとに見直すと規定されてございます。令和 7 年度の見直し時期に当たりますことから、今回改正を考えてございます。

共益事務の総費用につきましては、これまでのトレンドを変えずに年間約 7 5 0 億円を想定しつつ、料額の算定方法の大枠も変えません。その中で、最近の電波の利用状況を踏まえて、具体的な料額、こちらは電波法に書いてございますが、こちらを改定してまいりたいと考えてございます。

共益事務の中身、いわゆる使途につきましては、2 点見直しを図りたいと考えていまして、1 つ目が携帯電話基地局等の強靱化でございます。令和 6 年能登半島地震におきます課題——具体的には、停電によって基地局が機能しない、あるいは断線によって情報が届かない、このような課題に対処するために、大容量の蓄電池を導入する、あるいは冗長化のために衛星回線を設置する、このような事業者の初期投資に対しまして、補助金の交付を可能とする仕組みとしたいと考えてございます。

真ん中の②、特定周波数変更対策業務という現行の業務がございまして。こちら現行のメニューといたしましては、周波数を変更する場合に行われる無線設備の変更工事に要する費用について、電波利用料を充てるという仕組みでございまして、周波数の逼迫状況などを踏まえまして、変更する場合だけではなくて、周波数を共同利用する場合の工事、あるいは無線設備そのものを有線設備に代替するために必要な工事、このようなものにも電波利用料を充てていくことを可能とする仕組みとしたいと考えてございます。

こちらの想定例につきまして、括弧の中に2つございますが、1つ目、自動運転など新たな無線システムに対応するために、既存の無線設備を引っ越す、変更する。それだけではなく、有線設備に代替していくような場合も想定されますし、2つ目、この後4番について御説明がありますが、放送の中継局を廃止して有線設備に代替するような場合も念頭に置きながら、今回電波利用料の使途の見直しを図るものでございます。

○増原放送政策課室長 放送政策課の増原でございます。4番、中継局を廃止する際の受信者保護規律の整備について御説明させていただきます。

地上デジタル放送につきましては、完全移行、また、そのために設置しました中継局の整備から約15年が経過しようとしておりまして、更新時期を迎えようとしているところでございますが、地域の人口減少等、放送を取り巻く環境の変化によりまして、なかなか更新も難しくなっているという声が出てきてございます。

一方で、地域にはケーブルテレビやブロードバンドサービスといったものが普及している現状もあり、そういったことを踏まえまして、今般、地上波の基幹放送事業者が中継局を廃止する際には、地域の中継局が廃止されてもなお、その地域の方々が放送番組を引き続き視聴できるようにするための措置、これを講ずる努力義務を放送法の改正で導入したいというふうに考えております。

○岸電波政策課企画官 右肩4ページ目、そのほかの改正事項でございます。近年の電波の利用シーンの拡大を踏まえた規定の整備として、3点盛り込んでございます。

1つ目でございます。携帯電話事業者の中では、いわゆる携帯電話の基地局、これを陸地だけではなくて、成層圏を飛行する物体（HAPS）というものがございまして、こういったものに搭載をして携帯電話システムを整備するといったような実用化のめどが2年後ぐらいにやってくるということを踏まえまし

て、現行の電波法におきまして「陸上」と書いてある開設場所につきまして、「成層圏以下の空域」を追加するというのが①でございます。

2つ目、電波法におきましては、重要無線通信の保護のために区域を指定できるという仕組みがございますが、この保護区域は、典型的には地上に建てられる高層マンションのようなもので遮断されないようにということを念頭に整備をしてございましたが、近年、洋上風力発電に代表されますような、いわゆる水上で工作物が建てられるといったような状況の変化を踏まえまして、この保護区域の指定範囲につきまして、現行法における「地上」だけではなく「水上」を新たに加えるというのが2点目でございます。

3点目、国際条約の改正に伴う規定の整備でございます。国際条約におきまして、海上における人命救助のための無線設備を、国際的なクルーズ船などに積みなさいという義務がございます。こちらは、もともと陸上と通信できる設備を積みなさいというのが条約上の義務だったわけでございますが、条約の改正に伴いまして、人工衛星と通信する設備も積みなさいということになったことを踏まえまして、電波法におきましても、この「人工衛星と通信するもの」を義務とするための規定の整備を行うものでございます。

改正内容は以上でございます、今、国会で御審議をいただきつつあるところでございますが、認められましたならば、省令の整備、あるいは電波法の新たな制度に基づく、例えば指針などの諮問といった形で、引き続き電波監理審議会のほうにお世話になることとなると思いますので、よろしくお願い申し上げます。

私どもからの説明は以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

これも順番にお伺いいたします。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。1点だけ、最初の新たな周波数割当方式に関しましては、これは既に海外でもかなり具体的に使われていると聞いておりますので、海外の実施状況等を踏まえながら、しっかりした制度設計をお願いしたいと思います。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。長田です。それぞれいろいろな場で議論してきたことを、きちんと法律に反映するということになると思いますので、賛同いたします。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 私も賛同するものでございますが、どのような省令や指針の形になるかにもよりますけれども、方向性といった点で質問とコメントを、それぞれ1点ずつお願いできればと思います。

先に質問ということでございますけれども、右肩3枚目の3、電波利用料制度の見直しについてでございます。

特にこの3つ目の丸の①、携帯電話基地局等の強靱化ということで、先ほど口頭での御説明では初期投資というような形で御説明があったかと思いますが、これは初期投資だけでございましょうか。それ以外のメンテナンスや設備更新、こういったものをも含むかどうかといった方向性については、こういった状況なのかというのを教えてくださいたいと思います。

そして、コメントを先に申し上げさせていただきますと、右肩2枚目の1つ

目、新たな周波数割当方式の導入ということで、大久保会長代理の御発言のとおりでございまして、今後導入されるオークション制度の詳細な定義・枠組み、現段階では難しいというところがあるかとは思いますが、当該制度を導入している国々におきましても、関係事業者に対して毎回、オークションにおいて詳細かつ丁寧な説明文書が確認されているところでもございます。

その意味でも、制度設計が極めて重要であるということ、それから、事後評価というのが可能な制度運用になっているのが肝要かなと感じているところでございます。

コメントでございました。以上でございます。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

事務局から御返答よろしくお願いいたします。

○岸電波政策課企画官 御質問ありがとうございます。携帯電話基地局の強靱化の補助金に関する御質問でございますが、私から説明差し上げましたとおり、初期投資費用の一部というのが補助の対象でございまして、基本的にはその後のいわゆる運用のための費用というものは、今回メニューの対象外としてございます。

一般的には、電気通信インフラにつきまして、事業者は、耐用年数がいつまで、いつ維持更新が来るのかということをちゃんと織り込んで投資計画を立てておられるものと承知をしております。災害対応のために急ぐ、緊急的に実施するという必要性に鑑みまして、最初のイニシャルコストの一部を補助するという考え方に立ってございます。

あと、オークションに関する詳細設計につきましては、御指摘を踏まえまして、しっかり丁寧に制度設計をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○西村委員 ありがとうございました。

○笹瀬会長 よろしいでしょうか。

それでは、次に矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。私も大久保会長代理と西村委員と同様に、やはり新たな周波数割当方式の導入について、実施要領の中身が極めて重要だと考えておりますので、お二人に加えて、私からもその点、改めてお願いを申し上げます。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

私からは1点だけ。先ほど西村委員から御意見ありましたように、基地局の強靱化というのは重要で、もちろん、設置する初期投資としては、最初にそういう計画が立っているわけですが、実際ルールが変わったり、それから本当に災害が起こったりすることによって、プラスアルファで補助が必要な場合も出てくると思うんです。そういう部分に関しては、この電波利用料は使えないかもしれませんが、なるべく運用上利用できるような、そういう補助金のようなものを別の財源からもつけていただくとありがたいかなと思います。

特に、先ほどありましたように放送系の中継を廃止するという、これは使えるというか更新の時期で、利用者が減っているので仕方なく有線系に切り替えるということになりますから、これは同じく無線にもあり得るわけで、無線で更新しようと思うと規模が小さい、もしくはもう少し集落を束ねて送るような放送もあるわけで、そういうことに関して、ぜひ柔軟な対応をよろしくお願いいたします。

以上です。

○岸電波政策課企画官 笹瀬会長、コメントありがとうございました。いわゆるインフラの老朽化というのは、最近、水道の陥没事故なんかもありまして、いろんな分野での問題になっているというふうに私どもも承知していますし、

当然この通信の分野、あるいは放送の分野におきましても、対応の必要性というのは不断に考えていかなきゃいけないことだと思います。

会長おっしゃるとおり、電波利用料なのか、ほかの財源なのかということも含めまして、しっかりと課題を捉えて、必要な対策を打っていききたいと、このように考えてございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

ほかに質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で本報告事項を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、以上で情報流通流通行政局の議事が終わりましたので、情報流通行政局の職員の方は御退室をよろしくお願いいたします。

(情報流通行政局職員退室)

諮問事項（総合通信基盤局）

(1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案（5.2GHz帯無線LANの上空利用に係る制度整備）（諮問第11号）

○笹瀬会長 それでは、議事を再開いたします。諮問第11号、電波法施行規則等の一部を改正する省令案（5.2GHz帯無線LANの上空利用に係る制度整備）につきまして、小倉基幹通信室長から御説明をよろしくお願いいたします。

○小倉基幹通信室長 総務省基幹通信室の小倉でございます。よろしくお願いいたします。諮問第11号、5.2GHz帯無線LANの上空利用に係る制度整備に関しまして、御説明をさせていただきます。

資料1ページでございます。まず、諮問の概要でございますが、近年ドローン等に無線LANの技術が活用されるようになりまして、通常2.4GHz帯を使用しているものが多いところでございますが、5GHz帯周波数の上空利用に対するニーズというのも高まってきておりまして、また、この5GHz帯というのが高精細な映像の送受信が可能だということで、インフラ点検ですとか空撮など、そういったところへのニーズがあるというところでございます。

こうした背景を踏まえまして、昨年末に情報通信審議会のほうで技術的条件について御審議をいただいて、一部答申をいただいたというところでございます。これを踏まえまして、電波法施行規則等の一部を改正する省令案について、本日諮問させていただきたいと思っております。

改正の概要でございますが、内容としましては、登録局の対象及び技術基準等に係る規定等を整備するものでございます。

施行期日は今年度内に改正予定と考えてございまして、パブリックコメントの結果でございますが、2月1日から3月3日まで実施しまして、5件ありました。後ほど御説明をさせていただきます。

資料の2ページをお開きください。検討の背景です。

黒の四角1つ目は、先ほど述べました上空利用のニーズ等があるというお話でございますが、現在この5GHz帯無線LANにおきましては、5.2GHz帯と5.6GHz帯が屋外で使用可能となっておりまして、上空利用についてはいずれも利用不可となっておりまして、5.6GHz帯もそうですが、こちらに関しては、5.3GHz帯も含めましてDFSという機能の具備が必須となっており、レーダー波を検出した場合は停波をしなければいけないという形

になります。通信断が発生するということで、ドローン等の利用においては安全等への支障が懸念されるだろうということでございまして、今般におきましては、5 GHz 帯のうち 5.2 GHz 帯の上空利用に対応するための技術的条件に関する答申を踏まえた、5.2 GHz 帯高出力データ通信システムとしての技術基準を見直すこととさせていただいているものでございます。

3 ページでございしますが、この上空利用に係る主な利用イメージです。5.2 GHz 帯は大規模な基地局設備等がない場合でも、ドローンとコントローラーさえあれば高精細な映像の送受信が可能となるということで、初期導入コストが抑えられた分野での利用が期待されるということでございます。

5.2 GHz 帯で上空利用が初めて解禁されるという特徴がございますし、今申し上げましたとおり、大規模な基地局設備が不要で、手軽に利用が可能であること、なおかつ 5 GHz 帯が高画質の精細な映像等が撮影可能だということでございます。通信距離としても、おおむね数百メートル程度は通信が可能となっております。

そうした点を踏まえた利用イメージでございしますが、昨今、政策的な課題となっておりますインフラ老朽化等に対応できるようなインフラ点検、非常にニーズが高まっている中で、こういったところで使用したいというニーズもあるというところでございまして、それ以外にも農業用ドローンですとか、空撮等の利用も考えられるところでございます。

4 ページに行っていただきまして、導入イメージです。

5.2 GHz 帯におきましては、周波数帯において移動衛星業務及び気象レーダーとの共用のための台数管理が必要とされているところでございます。登録制度の対象とする必要があるというところで、今回「5.2 GHz 帯高出力データ通信システム」として制度化するというものでございます。

下の絵にもございまして、携帯基地局、これは移動しないものでござい

ます。それから移動中・停止中に運用する無線局としての携帯局がございますけれども、そちらに関しましては、通信を制御する携帯基地局及び親局相当の携帯局に関しては一律に登録局制度の対象としまして、子局に関しましては、上空で利用するものについては厳密な台数管理のために登録制度の対象とするというように考えてございます。

次のページでございます。関連する省令改正の主な内容でございますが、電波法施行規則、例えば16条で、登録の対象とする無線局に5.2GHz帯高出力データ通信システムの携帯基地局及び携帯局を追加する等の改正ですとか、あとは無線設備規則において無線設備の条件を規定するといった改正を考えているところでございます。

6ページでございます。5.2GHz帯が現状どういう使われ方をしているかということでございます。3段表になってございますが、一番上が屋内で免許不要で使われているものもございます。

屋外ということでございますと、登録が必要で、現状、開設区域ありで使用されているシステムがございますが、5.2GHz帯高出力データ通信システムと同じ分類ということで、上空で利用できるもので登録局として必要なものとして開設区域、それから運用調整が必要な形で、今回新しいシステムとして策定したいというふうに考えているところでございます。

最後、7ページ以降は参考資料でございますけれども、運用調整や開設区域が必要だというものでございます。運用調整のイメージですが、同一の日時に同一場所での運用希望が登録された場合において、運用調整システムにおいて登録されている情報から、個別に運用者間で調整をして、気象レーダー等の影響もございますので、一定の範囲内で複数台が運用されることを回避するような運用を考えているところでございます。

開設区域、少し右の絵が見づらいところでございますが、白い範囲が、上空

利用が今回使用できる市区町村でございますけれども、気象レーダーに有害な干渉を与えないようにするために、レーダーからの離隔距離を考えまして、その離隔距離から離れたところに存在する市区町村を開設区域として設定しているところでございます。

８ページ、９ページ、１０ページに関しましては技術的条件ということで、昨年末に情報通信審議会で一部答申をいただいた内容でございますが、こちらは御参考でございます。

１１ページから、パブコメの結果と考え方でございます。５件、個人の方から御意見をいただいておりますが、内容としましては本意見募集の対象外ということで整理させていただいているものでございます。

以降、参照条文等の参考資料でございます。

当方からの説明は以上でございます。御審議方よろしく願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見よろしく願いいたします。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。適切な内容だと思います。賛同いたします。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 私も賛同いたします。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 私も賛同いたします。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私も賛同はいたします。1点だけコメントというか質問として、運用者間で、条件について調整がうまく進まないような場合というのは、結構深刻な気がします。そのような場面というのは現状想定されていますでしょうか。あまり調整がうまくいかないようなことが想定されるのであれば、そこについても、どのような対応を考えていらっしゃるのかというところをお伺いしたいと思っておりました。

○小倉基幹通信室長 御質問ありがとうございます。資料の7ページ、運用調整の部分がございます。

想定される障害としましては、気象レーダーとの関係で、同一の区域に、これは基本的には10km半径を考えてございますけれども、そういった一定の範囲内で複数台同時にドローンを運用するということは、気象レーダーにそれなりの影響があるというふうに考えまして、運用調整としては相当、台数管理するために厳密に対応したいと考えてございます。

そうした点を理解していただいた上で登録を申請していただくという形になっていることですので、運用調整の中で、そこで支障というか、お互いに近いところで使えないといった場合には、そこは相互に譲り合って利用していただく、少し離れた場所で利用していただくか、使っていない時間帯で使っていただくとか、場合によっては2.4GHz帯、別の周波数帯とか携帯の電波で利用していただくとか、そういった形で、5.2GHz帯を利用する場合に関しては、少しその辺りの調整が必要になってくるというところがございます。

○矢嶋委員 そうすると、事業者間の良識にある程度委ねるということになりますかね。

○小倉基幹通信室長 おっしゃるとおりで、事業者間で相互に理解し合って譲り合っていただくなど、御理解いただいた上で運用していくものとして、まずは運用していきたいと考えてございます。

○矢嶋委員 分かりました。現状、特に深刻なコンフリクトが生じるようなところは想定されていないというふうに、現状は認識いたしました。

○小倉基幹通信室長 そういう御理解で結構かと思います。よろしくお願いいたします。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

私からも、これに賛同いたします。今の御説明、矢嶋委員の御質問もありましたけども、例えば3ページを見ると、インフラ点検とか、それから農業ドローン、これはかなり分かりやすいんですけども、私がちょっと危惧しているのは、空撮で、しかもこれ、5GHz帯周波数帯は帯域が広いので、かなり高解像度の映像が送れるということで、例えば何か地方の田舎のところで事故が起こったとかいうときに、放送会社がドローンを上げて空撮したいというニーズはすごく高いと思うんですね。そういうときにもこれは使えるという理解でよろしいですか。

登録というのは、かなり前もって登録をして、それで調整をしてということであると、かなり日数がかかるという理解なのでしょうか。

つまり、急に何か起こったときに、どうしても上空から撮りたい、今回の火災のような場合ですね、そういうときに関して、放送会社がこういうのを撮りたいニーズはすごく高いと思うので、そういう場合に対しても対応できるという理解でしょうか。

○小倉基幹通信室長 御質問いただきありがとうございます。会長からおっしゃっていただいた件について、登録はある程度事前に総合通信局へ申請をして

いただいて、前もって、実際に使う範囲ですとか使用する者、そういったもの
を決めたうえで使用していただくという形になります。

事故等の発生時の運用に関しましても、その場で、同一時間、同一エリアで
利用する者がいれば、その場で運用調整という形になりますけれども、事故で
すとか災害とか使いたい場合には、できるだけ速やかに総通局に申請をいただ
いて、免許とは違って登録申請に当たっては少し簡易な手続で済むというところ
もございますので、火災の現場等が開設区域の範囲内であるということがま
ず前提になるというところにはなりますが、そうした範囲内であれば、できる
だけ速やかに申請に対応していくものとして、運用したいと考えてございます。

○笹瀬会長 分かりました。どうもありがとうございます。

ドローンでこういう5GHz帯で使えるのは今回初めてなので、ニーズもそ
れなりにあると思いますので、ぜひ見ていただいて、これはほかのところに広
げるのは結構難しいと思いますけれども、100MHzの帯域があるので、そ
れなりのドローンを上げて、ちょっと距離が離れていれうまくできると思
いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

結果、どういうふうに運用されているかを見ていただいて、それでまた後々
の審議会で、簡単でもいいですけど報告していただくとありがたいかと思いま
す。

以上です。

○小倉基幹通信室長 ありがとうございます。かしこまりました。運用の状況
について、適宜、こちらとしても把握した上で、報告できるようにしていきたい
というふうに考えてございます。ありがとうございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

ほかに御質問、御意見等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、諮問第11号は、諮問のとおり改正することが適当であるという旨の答申を行いたいと思います。どうもありがとうございました。

○小倉基幹通信室長　ありがとうございました。

(2) 無線設備規則の一部を改正する条例案（X帯沿岸監視用レーダーの技術基準に係る制度整備）（諮問第10号）

○笹瀬会長　それでは、続きまして諮問第10号、無線設備規則の一部を改正する省令案（X帯沿岸監視用レーダーの技術基準に係る制度整備）につきまして、廣瀬基幹・衛星移動通信課長から御説明をよろしくお願いします。

○廣瀬基幹・衛星移動通信課長　基幹・衛星移動通信課長の廣瀬でございます。私からは、無線設備規則の一部を改正する省令案ということで、X帯沿岸監視用レーダーの技術基準に係る制度整備について御説明させていただきます。

2枚おめくりいただいて3ページなんですけれども、そもそもX帯を用いる沿岸監視レーダーということで、X帯というのは、周波数で言いますと9GHzの周波数帯を言います。

上の箱の最初の丸にありますように、沿岸監視用レーダーは陸上に設置して、海上に向けて電波を出すと。何のために出すかといいますと海上を監視するということで、不審船でありますとか、不審なダイバーとか密漁者とか、そういったものを監視するレーダーでして、港湾内の安全対策、密漁、テロ対策、重要拠点のセキュリティー対策などに利用されるものでございます。

2つ目の丸なんですけれども、現在、X帯を用いる沿岸監視用レーダーについては、9.74GHzの周波数帯、中心周波数9.74GHzの周波数帯を利用して、増幅器にマグネトロンを用いるものが主として開設されております。

次の4ページを御覧ください。左側の背景の1つ目なんですけれども、今御説明

いたしました9.74GHz帯を使用した、増幅器にマグネトロンを用いる沿岸監視用レーダーですが、これは実は技術基準が定められておりませんで、免許申請がありましたら一つ一つ、基準がない中で審査をして免許するというプロセスになっておりますので、免許までに一定の期間を要しております。

その下の2つ目の丸ですけれども、近年このX帯を用いる沿岸監視用レーダーの需要が、沿岸監視の需要が高まっているということに伴って、このレーダー自体の需要が高まっているという事情がございます。

他方、これと同じ周波数9.74GHz帯におきましては、陸上設置型の気象レーダーも当該周波数を使っておりますで、実は気象レーダーについても、近年異常気象が多くなっているということで需要が高まっているという事情がありまして、そもそもこの沿岸監視用レーダーの周波数が逼迫する可能性があるということが背景にございます。

当該ページの右側を見ていただきまして、今回何を整備するのかというところですが、黒丸の下の最初の白いところ、今回はX帯の沿岸監視用レーダーの無線設備の技術基準を定めるというものでございます。

2つポツがついておりますけれども、まず1つ目として、現在使用している9.74GHz帯について技術基準を定めると。この下の絵で言いますとちょうどこちらの青いところについての技術基準を定める。内容としては、増幅器にマグネトロンを使う無線設備と、固体化素子、半導体を使う無線設備の両方について、技術基準を定めるものでございます。

2つ目のポツですけれども、これだけでは今後、周波数逼迫に対応できない可能性がありますので、その横の周波数9.8から9.9GHz、この周波数帯でも沿岸監視用レーダーを開設できるように、ここにおいても技術基準を定めると。これは固体化素子の沿岸監視用レーダーの技術基準を定めるというものでございます。

5 ページ、6 ページには、技術基準の中身として、赤い枠で囲んであるところが今回省令で規定するものでございまして、空中線電力の許容偏差、変調方式と電波の型式等々を定めております。こちらは、昨年末に情報通信審議会から一部答申をいただいた内容を、そのまま変えることなく規定するものでございます。

また最初のページ、2 ページ目に戻っていただきまして、4 番ですけれども、今回これに関しまして、パブリックコメントの手続を1月28日から2月26日まで行ったところ、意見はなかったという状況でございます。

1 つ上の3 番の施行期日、本件について答申を受けた場合には、速やかに改正を行っていくという予定にしております。

本件に関しての説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 御説明どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見ございますでしょうか。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。御説明ありがとうございました。適切な内容だと思いますので、賛同いたします。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 私も適切だと思います。賛同いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 賛同いたします。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私も賛同いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

私も賛同いたします。

それでは、諮問第10号に関しましては、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

○廣瀬基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。

(3) 株式会社スターフライヤーに係る航空機局の無線設備等保守規程の認定
(諮問第9号)

○笹瀬会長 続きまして、諮問第9号、株式会社スターフライヤーに係る航空機局の無線設備等保守規程の認定につきまして、糸基幹・衛星移動通信課電波利用分析官から御説明をよろしく願いいたします。

○廣瀬基幹・衛星移動通信課長 引き続きまして私、基幹・衛星移動通信課長の廣瀬から御説明させていただければと思います。

こちらはスターフライヤーに係る航空機局の無線設備等保守規程の認定ということでございます。

1 ページ目、1 の諮問の概要のところですが、1 行目の右側、こちらは平成29年の電波法改正で、航空機局、航空機に開設する無線局の免許人が、「無線設備等保守規程」という、自ら無線設備の保守のためのルールというのを作りまして、それについて総務大臣の認定を受けるという制度ができました。

その認定を受けるとどういうメリットがあるかというと、1 の上から4行目の右の方ですが、従来の無線局の定期検査制度というのを適用しないで、無線設備等の基準適合性の確認間隔を拡大できるということでございます。

2 番に行きまして、今回申請がありましたのが、箱の中に書いてあります株式会社スターフライヤーから、航空機局 1 1 局に関して保守規程を定めるという申請を受けたところでございます。

次のページ、2 ページ目をお願いいたします。保守規程の制度の概要を簡単に御説明いたします。

上の箱の最初の三角のところですが、こちらは免許人が P D C A サイクルを活用した点検・保守の方法、無線設備保守規程の中に、自ら点検・保守をして、その結果を点検・保守に反映させるというサイクルを回すという保守の実施方法を取り入れることによって、無線局の定期検査を不要として、基準適合性の確認間隔を拡大できるという制度でございします。

2 つ目の三角ですが、当該保守規程については総務大臣が認定をするというものでございします。

このページの右下ですが、基準適合性の確認間隔がどれぐらい長くなるのかというのが一覧表になっておりまして、右下の表の上の「定期検査」と書いてあるところが、従来国がやっている定期検査の間隔でございまして、その右側の「認定制度」の欄に書いてある期間が、この認定を受けた場合において、ここまで拡大できますよという年数になってございします。

3 ページ目をお願いいたします。3 ページ目、4 ページ目が、今回スターフライヤーから申請のあった保守規程の概要でございします。簡単に内容を御説明いたします。

1 番目、無線設備等の点検・保守の形態でございしますけれども、今回スターフライヤーが自社体制でやるのは、上の緑の表の一番上にあります、業務・データ・品質管理／監査組織、こちらは自社体制。それから点検・保守業務のうち確認業務を自社体制としておりまして、その他の業務、点検業務でありますとか教育・訓練、施設・設備につきましては、自社及び一部外部委託という形

で行うということを前提として、保守規程が出てきております。

保守規定のそれぞれの内容ですけれども、その下から始まっておりまして、第1章として一般、こちらは一般的な用語の定義等々を定めているものでございまして、第2章に施設・設備の話、第3章に組織及び人員の話が記載されております。

4 ページ目、次のページへ行っていただきまして、第4章に信頼性管理という項目があります。保守規程の肝の一つが、この信頼性管理をどういうサイクルで維持するルールとしているかということが一つの肝になっております。これは詳細が6 ページに載っております、スターフライヤーにおける信頼性管理の管理値ということで、真ん中の箱にあります、スターフライヤーがどういう形で管理値を定めているかといいますと、無線設備ごとに毎月算出する早期取卸し率というのを算出して、それに基づき信頼管理を行うことにしております。

そもそもこれは何かというと、早期取卸し率というのは、無線設備に異常があった場合に、飛行機から取り卸してチェックするわけですけれども、定期的な取卸しではないイレギュラーな取卸しというのが、飛行時間の総計に対してどれだけあったのかということを数値化して、その数値が正常の範囲を超えた場合には、それについて是正対策措置を実施するという形の内容になってございます。

また戻ってもらって、4 ページ目の第5章には、点検・保守の実施方法ということが書いてありまして、先ほど御説明いたしました、基準適合性の確認間隔が拡大できるというものでございまして、詳細は5 ページに載っておりますけれども、上の青い箱が、スターフライヤーの所属の航空機局に設置している無線設備の種類でございまして、1 から8 までありますが、こういった無線設備の種類について、適合性の確認間隔は、その下の緑の表のとおり定めますと

いうことが記載されてございます。

また4ページへ戻っていただいて、第6章には品質管理の話、第7章には技術管理の話、第8章には総務省への報告の話、第9章には委託管理の話、こういった構成の保守規程の申請が出てきているというものでございます。

7ページへ行っていただいて、こういった保守規程について審査をした結果が、7ページ、8ページに記載してございます。

こちらは、どういう形で審査したかということが大きく2つありまして、一番上の青い枠の白抜き文字のところ、法律上は2つの審査ポイントがありまして、まず、総務省令で定める時期ごとに基準適合性を確認するということが、先ほどの基準適合性の確認間隔がちゃんとルールに則っているかということが1つ目でございます。

2つ目が、この申請に係る基準適合性を確保するためにルールが適切なものであることが、法律上は審査項目となっておりまして、詳細は電波法関係審査基準に、その下にあります(1)から(8)までの審査ポイントが記載されております。

その下の審査ポイントですけれども、(1)(2)等々、基本的には記載しなければならないことというのは記載されていますということを審査してございます。それとともに重点的に見るべきこととして、(3)信頼性管理の目標値または管理値につきまして、保守規程の該当箇所及び理由のところに書いてありますとおり、先ほどお話ししましたとおり、早期取卸し率を平準化した閾値を設けてやっているということで、内容として適切であろうというふうに判断してございます。

それから(5)、点検その他保守の間隔のところですが、先ほど見ていただいた基準適合性の間隔、こちらが法令で定める時期ごとになっているということを確認してございます。

8 ページへ行っていただいて、(6)、大きく 2 つ分かれておりますけれども、特に下段のところですが、今回、スターフライヤーは一部の業務を外部委託する形になってございます。こちらの保守規程の該当箇所及び理由のところを見ていただきますと、この外部委託に関しまして、特に 9-02、点検業務が登録検査等事業者の実施方法に準じて行われている。要は定期検査に準じて行われるということが委託先との間で確保されているという内容になってございます。

その他必要な事項が記載されていて、内容も適切であろうということで、この箱の一番下のとおり、今回は関係法令及び審査基準に適合しているというふうに認められると判断しているところでございます。

9 ページへ行っていただきまして、こちらは参考でございますけれども、過去、保守規程の認定制度に基づいて認定をした者に関する、認定制度の運用状況でございます。

過去、この表にありますとおり、これまで 16 社の認定を行ってまいりました。その下の青い点々の箱の中ですけれども、各社の実施状況のまとめとしては、各社とも認定を受けた保守規程に則った点検その他の保守を行っているということが、毎年の報告から確認できております。

特に 4 つ目のチェックのところですが、各社とも、上の表の左から 4 番目にあります不具合件数というものが、前年度と概ね同程度になっているということで、各社とも特に今までの保守規程の管理値、点検の間隔というのをそのまま維持しているわけですが、特にこの結果が悪くなっているというものではないというふうに判断できますので、各社とも保守を適正に実施できているというふうに、報告からは読み取れるというふうに考えてございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見よろしく願いいたします。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。御説明ありがとうございました。私の方からは特にございません。適切な内容だと思いますので同意いたします。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田です。私も同意いたします。ありがとうございます。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 私も賛同します。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私も、過去に認定したところのフォローアップのデータを見まして、安心して今回も認定できるかなと思っております。異存ございません。

○笹瀬会長 ありがとうございました。

私も賛同いたします。問題ないと思います。よろしくお願いします。

それでは、諮問第9号は、諮問のとおり認定することが適当である旨の答申を行いたいと思います。どうもありがとうございました。

○廣瀬基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。

報告事項（総合通信基盤局）

（１）令和６年度電波の利用状況調査（第３号調査：各種無線システム（７１

4MHz以下)の調査)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、現時点では内容の公表を控えます。】

(2) 令和6年度電波の利用状況調査(第2号調査:公共業務用無線局の調査)

【電波監理審議会決定第2号に基づき、現時点では内容の公表を控えます。】

それでは、次に、有効利用評価部会の審議に入りますので、出席されない職員の方は御退出をよろしくお願いいたします。

(総合通信基盤局職員(一部)退室)

審議事項(有効利用評価部会)

(1) 令和6年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の有効利用の程度の評価結果案

○笹瀬会長 それでは、議事を再開いたします。本日は審議会より総務省総合通信基盤局の同席を求めておりまして、荻原電波部長、中村電波政策課長、小川移動通信課長、佐藤移動通信企画官の同席をお願いしております。私から指名した場合や、各委員から求めがあった場合には、総務省から補足的な説明をよろしくお願いいたします。

それでは、審議事項、令和6年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の有効利用の程度の評価案につきまして、審議を行いたいと思います。

本評価結果につきましては、1月11日から2月10日まで意見募集を行いまして、提出された意見の取りまとめ及び意見に対する当審議会の考え方の案につきまして、部会によって対応いただきました。

それでは、有効利用評価部会の部会長である林委員が御退任されておりますので、代わりに部会長代理の私から概要を説明した後に、事務局の宮良幹事から御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議資料1を御覧ください。令和6年度の携帯電話及び全国BWAに係る評価結果案の意見募集の結果、提示された意見は計11件、内訳といたしましては法人7件、個人4件でございました。

表に提出された意見及び電波監理審議会の考え方を示してございますが、2月21日の開催の部会において検討を行ったものです。

全体といたしまして、評価結果案の修正に要するものは「無」としてございますが、御意見及び考え方案につきまして御説明の上、御審議をお願いしたいと思います。

この後の説明につきましては、事務局の宮良幹事をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○宮良幹事 事務局でございます。それではこの後、私のほうから御説明申し上げます。

表におきまして、ナンバーにつきましては1から20までございますけれども、本日は、御要望などの御意見を中心に、7つの御意見及び考え方について御説明申し上げたいと思います。

まず1つ目ですけれども、2ページ目でございます。一番上になりますが、ナンバー3、NTTドコモからの御意見でございます。

御意見の前段でございますが、通信品質を確保することを大前提にスリープ制御を導入している旨、後段につきましては、お客様の需要は常に一定ではな

いため、スリープ制御の高度化を図り、カーボンニュートラル等の社会課題解決に向けた施策を強化していく、このような御意見でございます。

右側、考え方の欄でございますけれども、基地局のスリープ制御は、社会課題解決に資する取組として理解いたしますとし、「一方で」といたしまして、電波の有効利用の観点からは、評価結果案の各論部分を括弧書きで記載してございますけれども、電波のさらなる有効利用に向けた引き続きの取組を期待しますとしております。

続いて2つ目でございます。次の3ページ目、ナンバー6、楽天モバイルからの御意見でございます。

こちらは28GHz帯の通信量に係る評価に関する御意見でございますが、楽天モバイルの御意見の3行目辺りになりますけれども、「当社は」といたしまして、ミリ波の基地局を他社に比べ多く設置しているが、全国均一に設置する方針によってトラフィックが発生しにくいエリアが生じやすくなっている、ミリ波対応端末が十分普及していない、他社に比べ契約者数が少ない、このような理由から今回の評価につながったと考えている。今後は、ミリ波のユースケース創出に向け、PoCなどの取組を通じて課題の解決に努めていくとの御意見でございます。

考え方案でございますが、御意見にある課題を踏まえつつ、ミリ波のユースケース創出等の取組を通じた、さらなる有効利用を期待としてございます。

3つ目でございます。このページの下、ナンバー7、JTOWERからの御意見でございます。

前段につきまして、インフラシェアリングの調査において、本年度から屋外・屋内別などの内訳が記載された点について、令和7年度以降も継続することが適切といった御意見。後段は、携帯電話事業者ごとの基地局のレンジが大きい、つまりインフラシェアリング対応基地局数に多寡があることから、定性評価に

当たっては電波監理審議会の考察があってもよいのではないかと、このような御意見です。

考え方案でございますが、前段の調査項目に関する御意見については、総務省において参考にしていただきたいとし、当審議会としても継続することが適切と考えるとしてございます。

また、後段につきましては、定性評価では、有効利用評価方針に基づきまして、実績や新技術の導入等に基づく評価を行っており、基地局数の多寡に基づく評価は、適切な基準値の設定が困難と考えられるため評価基準としていない旨、ただ、いただいた御意見につきましては、今後の評価に当たって参考とさせていただきますとしてございます。

4つ目でございます。次のページ、ナンバー9、ソフトバンク及びW C P から、今後の課題への全般的な御意見でございます。

3行目辺りでございますが、「例えば」といたしまして、以下の観点を検討しつつ、評価基準の継続的な見直しを行うことが重要といった御意見でございます。ポツがございますけれども、1つ目、開設指針等との整合性などが挙げられております。「また」として、今後の検討課題の評価基準の設定等についても、これらの観点を踏まえた検討が有効と、このような御意見でございます。

考え方案でございますが、評価方針の改定案の検討の参考とするとともに、評価の在り方は、いただいた御意見等を踏まえ、適時適切に検討を行ってまいるとしてございます。

5つ目でございます。次のナンバー10、N T T ドコモから3 G 移行計画の評価に関する御意見です。

前段につきましては、移行計画作成時に予期できない社会環境等の変化が起こり得ることから、計画が柔軟に見直しできることなどを希望する旨。後段につきましては、3 G 帯域について、非地上系ネットワーク、例えばH A P S で

の 2 G H z 帯の活用検討状況を踏まえた、評価方法の適時適切な見直しが必要
と考えるといった御意見でございます。

考え方案でございますが、前段につきましては、予期できない社会環境等
の変化が起こり、計画変更の必要が生じた際には、利用状況調査において、変更
した移行計画の報告をいただきたいと考えるとしてございます。

後段につきましては、本案の今後の検討課題のうち、N T N の評価において、
H A P S の導入に向けた検討状況等を確認しつつ、評価の在り方を検討してい
くこととしており、3 G 帯域における検討状況等も含めて確認を行った上で検
討してまいるとしてございます。

続きまして 6 つ目ですが、ナンバー 1 4、5 ページ目の下でございます。K
D D I から、S u b 6 帯に係る評価に対する御意見です。

2 段落目になりますけれども、各社ごとに周波数活用方針等の考え方が異な
ることから、評価に係る見直しを実施する場合には、各社の考え方を十分に御
勘案いただいた上で、慎重な議論を希望するとの御意見でございます。

考え方案でございますが、いただいた御意見も参考に、本案の記載のとおり、
評価基準を見直す時期など、継続的に検討を行ってまいるとしてございます。

最後の 7 つ目でございますが、次のページのナンバー 1 5、こちらも J T O
W E R からの御意見でございます。

インフラシェアリングに係る定性評価について、屋内において競争環境が働
かないことによる影響については、競争環境につながる具体的な検討の着手を、
総務省内の担当課と連携して行うことが必要といった御意見でございます。

考え方案でございますが、先ほどと同様、評価基準の考え方を示すとともに、
いただいた競争環境の確保に関する御意見については、総務省において今後の
施策の参考としていただきたいとしてございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問よろしくお願ひします。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。詳細な御説明ありがとうございました。そしてまた、部会の先生方には非常に丁寧に御対応いただきまして感謝を申し上げます。私のほうから特にございません。ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。私からもございません。部会の先生方、そして事務局が丁寧に対応してくださっていると思います。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 西村でございます。今後、有効利用評価部会に関わることにものろうかと思ひます。いただいた宿題もかなりの数あろうかと思ひますので、先生方、それから事務局の皆様方の御協力、御尽力の下、様々に取り組んでまいりたいと、このように思ひております。今のところ私からは特段ございません。

以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。1点だけ。基本的には部会のほうに御検討をお願いしたいと思ひているのですが、3番の意見についてなんですけど、基地局のスリープ制御というのは、他の事業者からはこのような意見は出ていないということになるのでしょうか。

出ていないからというのは表を見れば分かるんですけども、同じような試みというのはほかの事業者はやっていないのかというところと、それが電波の有効利用について特段影響は出ていないのかというところについて、ちょっと気になりましたので御質問いたしました。

○宮良幹事 事務局から御回答でよろしいでしょうか。

○笹瀬会長 結構です。よろしくお願いします。

○宮良幹事 御質問ありがとうございます。他社から御意見は来ていないといったような状況でございまして、これまでの部会のヒアリングなどでも、ほかの社から、スリープ制御を行ったために通信量が減少したといったような説明はなかったところでございますが、各社のホームページなどを拝見しますと、やはりどの社もこういったスリープ制御といったようなところの取組は行っているといったようなところは公表されておりますけれども、ドコモにおいては、スリープ制御によって、有効利用評価基準に基づいて前年度より通信量が減少するといった傾向が、令和6年度調査においてもあったといったような状況でございます。

以上でございます。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。では、他の事業者からのそういったデータも踏まえて、部会のほうで御検討いただければと思います。

私からは以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

私からは特に意見はございません。

宮良さん、非常に詳細で、かつ的確なコメントの案の作成、どうもありがとうございます。

それでは、議論いただきましてどうもありがとうございました。ほかに御意見ございませんでしょうか。

それでは、令和6年度の携帯電話及び全国BWAに係る電波の有効利用の程度の評価結果案、及び意見募集への提出意見に対する当審議会の考え方につきましては、原案のとおりということにいたします。

本評価結果につきましては、資料のとおり決定したいと思います。

なお、決定しました本評価結果につきましては、電波法第26条の3第4項に基づきまして、総務大臣に報告するとともに、本評価結果及び意見募集への提出意見に対する当審議会の考え方につきましては、審議会終了後に公表したいと思います。

資料の公表の仕方につきましては、事務局にて対応をよろしくお願いいたします。

以上で、本審議事項につきましては終了したいと思います。どうもありがとうございます。

(2) 有効利用評価方針改定案

○笹瀬会長 それでは、続きまして審議事項、有効利用評価方針改定案につきまして、同じく部会長代理の私から概要を説明した後に、事務局の宮良幹事のほうから御説明をよろしくお願いいたします。

審議資料2の資料1の2ページ目を御覧ください。表は、先ほどの議題の評価結果のうち、今後の検討課題を一覧にまとめたものです。

項目2に記載の、新たな周波数割当である4.9GHz帯の評価、また、項目3の3G移行計画の実施状況に係る評価の2項目につきまして、表の下の方の部分ですけれども、それぞれ本資料におきまして、①②として有効利用評価方針の改定案をまとめております。

改定案につきましては、1月22日及び2月21日開催の部会において検討

を行いました。

なお、その他の項目につきましては、今後、総務省からの報告を踏まえつつ、部会において引き続き検討を進めてまいる予定です。

それでは、この後の説明に関しましては事務局からお願いしたいと思いますので、宮良幹事、どうぞよろしくお願いいたします。

○宮良幹事 承知いたしました。それでは、この後は事務局から御説明申し上げます。

3 ページ目から、① 4.9 GHz 帯の評価でございますが、4 ページ目を御覧いただければと思います。

本ページにおきましては検討課題そのものを記載してございます。下の図の右下、4.9 GHz 帯でございますけれども、昨年 12 月に割り当てられました 4.9 GHz 帯に係る評価方針の改定案でございます。

なお、4.9 GHz の認定期間は、真ん中辺りにございますけれども、16 年となっております。

5 ページ目を御覧ください。改定案の全般的な考え方を表でお示ししております。

認定の有効期間中の周波数帯の評価につきましては、次の資料 2 の有効利用評価方針本体の別紙 3 の実績評価、及び別紙 4 の進捗評価の評価基準を定めるものでございます。

表の水色部分が実績評価、緑の部分が進捗評価でございまして、それぞれ赤字部分が 4.9 GHz 帯の評価基準の項目となります。

水色の実績評価におきましては、基地局数のほか、先ほどの議題におきまして、ソフトバンクより開設指針等との整合性の観点を踏まえた検討をといたような御意見がございましたけれども、4.9 GHz 帯の開設指針に基づきまして、割当を受けましたソフトバンクは、下から 3 行目でございますけれども、

4.9GHz帯展開率の計画値、開設計画値を定めておりますので、当該展開率との比較に基づく評価としてございます。

その下の技術導入状況ですとか、最後の総合的な評価につきましては、ほかの周波数帯と同様でございます。

続いて、緑の進捗評価におきましては、4.9GHz帯におきましては、基地局数のほか、ほかの周波数帯と同様に、人口カバー率及び面積カバー率、カバレッジの基本的な指標となりますこれらの率、また、4.9GHz帯について、前年度実績との比較に基づく評価事項としております。

次の6ページ目を御覧ください。御参考といたしまして、カバレッジに係る各指標の定義をお示ししております。

今般の4.9GHz帯展開率につきましては、右下の図でございますけれども、高トラヒックエリアの1キロメートルメッシュにおきまして、基地局を整備したメッシュの割合がこの率の定義となっておりまして、これまでの人口カバー率等との定義とは異なるといったような状況になります。

次の7ページ目を御覧いただければと思います。このページは、実績評価の評価基準の具体的な改定案を示しております。

下の表の左側、赤色の部分が改定案でございます。右側のオレンジの部分は、御参考として現行の評価方針でございます。

上側の枠に考え方を示してございますが、4.9GHz帯の開設計画に基づきまして、改定案の一番上の表、(1)基地局の数ですとか、(2)4.9GHz帯展開率により、計画値に比べ基地局をより多く置局、また、この展開率をより多く拡大した場合を、高く評価する案でございます。

(3)の総合的な評価につきましては、ほかの周波数帯と整合性を図り、現行と同様でございます。

次に、その下の赤字の技術導入状況でございますが、こちらは4.9GHz帯

においては5Gを導入予定であることから、現行の5G導入周波数帯に適用している(2)の基準を適用。また、一番下の総合的な評価につきましても、現行と同様、SからBまでは開設計画の項目に基づく評価とし、C評価につきましては技術導入状況も含めて評価する基準案でございます。

次の8ページ目は、例えば基地局数について、計画値プラス3,000局などはS評価といったような評価基準の考え方でございますが、こちらも現行と同様、過去の統計データなどを踏まえた基準としているといったような考え方でございまして、本日の御説明は恐縮ですが割愛させていただきたいと思います。

次の9ページ目を御覧ください。こちらが、緑の進捗評価になります。

下の左側、赤字の改定案中、項目1、基地局数ですとかカバー率につきまして、また、一番下の技術導入状況につきましては、前年度実績値からの増分の評価を行うものでございまして、こちらはほかの周波数帯と整合性を図り、現行基準を適用としてございます。

これに加えて、新たに項目3でございますけれども、4.9GHz帯展開率について、前年度からの進捗に係る評価基準を追加する案でございます。

次の10ページ及び11ページ目も、各評価基準値について過去の統計データ等を踏まえたものでございまして、御説明は割愛させていただき、①の4.9GHz帯の評価については、御説明は以上となります。

12ページを御覧いただければと思います。ここから②3G移行計画に係る評価でございまして、13ページ目を御覧いただければと思います。

こちらは今後の検討課題でございますけれども、3Gサービスが終了した帯域において、令和6年度、本年度につきましては、3G移行計画自体について定性的に評価を行っていただいたところでございますけれども、次年度以降につきましては、この移行計画の実施状況に係る評価の検討でございます。

なお、移行計画自体は、資料の真ん中、参考の表でございますけれども、8

00MHzのKDDI、900MHz及び2GHz帯のソフトバンクの計画で
ございます。

それぞれの表に移行する周波数帯の記載がございますけれども、この帯域に
つきましては、一番下の周波数の短冊も御覧いただければと思います。

KDDIの800MHz帯につきましては、下の点線枠内の真ん中、オレンジ
色の文字で「3G移行計画の策定帯域（5MHz幅）」と記載してござい
ますけれども、この870から875MHz、この5MHz幅をどのように利用し
ていくのかという移行計画におきまして、KDDIにおかれては4Gで利用し、
令和10年度までに人口カバー率80%以上にするといったような計画でござ
いました。

なお、KDDIにつきましては、既に下の周波数の短冊、3G移行計画の策
定帯域の下側、860から870MHzの10MHz幅を4Gで利用している
状況でございまして、移行計画においては、この4Gの幅を10MHz幅から
15MHz幅に拡大するというような計画でございまして、こちらにつきまし
ては、ソフトウェア更新または現地工事によって拡大を行うといったようなも
のでございました。

ソフトバンクについては、同様でございますので説明を割愛させていただき
まして、14ページ目が具体的な改定案の全般でございます。

移行計画に係る周波数帯につきましては、認定の有効期間が満了している、
または認定に係らない周波数帯でございますので、有効利用評価方針でいうと
別紙1、別紙2になります。表の水色の部分が別紙1、緑の部分が別紙2でござ
います。

いずれも赤字部分でございますが、水色の実績評価におきましては、移行計
画に係る基地局の数ですとかカバー率につきまして、計画比、計画値との比較
に基づく評価とし、1点、人口カバー率については実績値も踏まえた評価とし

て、(実績・計画比)と記載してございます。この点は後ほど御説明いたします。

また、緑の進捗評価においては、既存と同様、前年度からの実績値からの比較に基づく評価でございます。

なお、表中、通信量と技術導入状況につきましては、注書きを付させていただいております。こちらは、少し先ほど周波数の短冊で御説明したところがございますけれども、既に利用している基地局の帯域幅を広げるといった場合に、1つの基地局の中で通信量や導入技術を分離することが困難である、例えば通信量については、広げた後の15MHz幅の通信量を事業者において、それぞれの幅に分離してデータを取得するといったようなところが技術的に困難であるため、移行計画に係る周波数に合算して評価を行うとしてございます。

15ページ目を御覧いただければと思います。実績評価の改定案でございます。

下側の表、左側の赤字の部分でございますけれども、原則、3Gの利用を終了した周波数帯域に係る移行計画においては、当該計画を達成することが責務、D評価の考え方となる「最低限達成すべき目標」であるとしまして、正当な理由がない計画値未達はD評価、正当な理由がある計画値未達はC評価としてございます。こちらは、計画値未達となった場合に直ちにD評価とするのではなく、正当な理由がない場合はD評価とする、このような案でございます。

「正当な理由」につきましては、次のページで御説明いたします。

基地局数等につきましては、ほかの周波数帯と同様な考えで、例えば基地局数、一番上ですけれども、計画値プラス3,000局はSといった考え方としてございます。

また、真ん中の人口カバー率ですけれども、こちらにつきましては実績を重視いたしまして、実績値が現行基準を達成した場合は、現行基準と同じ評価とするといったような考え方でございます。これは移行計画の値にかかわらず、

例えば実績値が91%のカバー率であれば、現行と同様にA評価とするといったような考え方でございます。

次の16ページ目を御覧いただければと思います。「正当な理由」の考え方になります。

上の点線枠内は、前のページの改定案の基地局の数を再掲したものでございます。その下の赤字部分が「正当な理由」に係る注釈でございまして、有効利用評価方針の本体にも記載しているものでございますが、赤字の記載内容としたしましては、計画値未満となった場合において、その具体的な理由を確認した上で、正当な理由と認められるかどうかを判断するものとしてございます。

こちら、下のほうに考え方を記載してございますけれども、「正当な理由」とは、天災・経済社会状況の激変等の客観的・外部的な要因により、移行計画に従った基地局の整備ができないことがやむを得ないと認められる場合が考えられますが、次年度以降、調査結果におきまして計画値未満となった場合には、事業者ヒアリングなどによってその要因を確認した上で判断するといった考え方となります。

次の17ページ目におきましても評価基準の考え方でございまして、最後の18ページ目を御覧いただければと思います。

進捗評価の改定案でございますが、こちらは御覧のとおり、基本的には前年度実績値からどの程度増加したのか、現行の基準を適用するといった案でございます。

御説明が長くなりまして恐縮ですが、以上でございます。

○笹瀬会長 宮良さん、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見よろしく願います。

順番にお伺いします。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。御説明ありがとうございました。この4.9GHz帯に関するもの、それから3G移行計画に関するもの、いずれも適切な改定案だと考えます。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 私も同じく適切だと思います。よろしくお願いします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 私も同様に適切だと思いますし、また、3G移行計画につきましては、現状KDDI・ソフトバンクではございますが、ドコモもこれから入ってくるかと思いますので、併せてまた取り組んでいければと思っております。

以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私も適切と考えます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

私も適切と思います。特に「正当な理由」の考え方につきまして、いろいろ議論もありました。事務局をはじめ非常に苦勞していただいて、いい案がまとまったと思います。どうもありがとうございます。

それでは、委員の皆様方の御了解が得られたものとして、本改定案につきまして、電波監理審議会として意見募集を実施することにいたします。

意見募集に係る報道発表を、この審議会の終了後に行いたいと思います。意見の募集期間は明日3月8日、土曜日、4月7日、月曜日までの31日間といたします。意見募集に係る報道発表に当たっては、事務局にて対応をよろ

しくお願いいたします。

また、意見募集後、提出された意見の取りまとめ、及び意見に対する当審議会の考え方の案につきましては、部会において進めてまいります。今度は林委員に代わりまして西村委員に、部会においても御対応をお願いしておりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上で本審議事項に関しては終了したいと思いますけれど、何か追加の御質問、御意見ございますか。

よろしいでしょうか。

宮良幹事、どうもありがとうございました。

○宮良幹事　ありがとうございました。

○笹瀬会長　以上で審議事項を終了いたします。

総合通信基盤局の職員の方は、御退室をよろしくお願いいたします。

(総合通信基盤局退室)

閉　　　　会

○笹瀬会長　それでは、本日はこれにて終了いたします。

答申書につきましては、所定の手続により、事務局から総務大臣宛に提出してください。

次回の定例会の開催は、令和7年4月10日、木曜日、10時からウェブ開催を予定しております。

どうもありがとうございました。それでは、本日の委員会はこれにて閉会といたします。随分長い時間、どうもありがとうございました。また次回もどうぞよろしくお願いいたします。

(※) 閉会后、地上放送課より以下のとおり回答。

認定放送持株会社同士の合併につきまして、新たに認定放送持株会社を設立する場合(新設合併)は、総務大臣の承継の認可を受けることにより可能です。認可の要件は当初の認定と同じものです。

なお、合併後、いずれかの認定放送持株会社が存続する場合(吸収合併)は、認定放送持株会社の地位の承継は行われないことから、認可は不要ですが、合併に伴う議決権保有割合等の変更の届出により、認定要件に適合しているかを確認します。